

平成 23 年度千葉県国民健康保険調整交付金交付基準（案）

〔交付額の算定等〕

交付金額は、国保財政の安定化のための財政調整及び事業への取組のための基本交付額と加算交付額の合計金額によるものとする。

加算交付額の算定は、加算ポイントの合計点数を平成 22 年度年間平均被保険者数（以下「年間平均被保険者数」という。）に乗じて得た値（以下「総ポイント」という。）により、市町村毎の総ポイントの合計の値から各市町村の交付割合を算出して、その交付割合により予算の範囲で算定する。

1 国保財政の安定化のための財政調整

(1) 国調整交付金の交付割合の削減に伴う措置

【申請要件】

平成 22 年度に国の調整交付金を交付された市町村であること。

【交付額】

平成 22 年度国普通調整交付金実績額の 10 分の 1 の額の 3 分の 1 を財政調整分として交付する。

(2) 高額医療費共同事業等の拠出金持ち出しに伴う措置

【申請要件】

高額医療費共同事業拠出金(公費負担額を除く。)及び保険財政共同安定化事業拠出金の合計額から、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の合算額を差し引いた額が、高額医療費共同事業拠出金(公費負担額を除く。)及び保険財政共同安定化事業拠出金の合計額の 3 % を超えた市町村であること。

【交付額】

高額医療費共同事業拠出金(公費負担額を除く。)及び保険財政共同安定化事業拠出金の合計額から、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の合算額を差し引いた額から、高額医療費共同事業拠出金(公費負担額を除く。)及び保険財政共同安定化事業拠出金の合計額の 3 % を控除した額を交付する。

2 国保財政の安定化のための事業への取組

(1) 医療費適正化に関する事業

ア 基本交付額

【申請要件】

平成 23 年度において、次の①から④にかかる全ての事業を実施している市町村であり、かつ、事業計画等に基づき事業を実施していること。

①レセプト点検

- ②医療費通知
- ③特定健診・保健指導
- ④保健事業

【交付額】

交付額は、年間平均被保険者数に応じて算出するものとし、次の表に定める額とする。

年間平均被保険者数	交付額
5千人未満	2,000千円
5千人以上 1万人未満	3,000千円
1万人以上 3万人未満	4,000千円
3万人以上 5万人未満	6,000千円
5万人以上 10万人未満	8,000千円
10万人以上	10,000千円

イ 加算交付額（評価基準）

次の事業の実施結果等に応じ、各項目記載のポイントを付与する。

【申請要件及び加算ポイント】

①レセプト点検に関する事業

平成22年度における国民健康保険事業の実施状況報告「診療報酬明細書点検調査実施状況報告書」に基づき評価をする。

- ア 資格点検の点検率が100%であること。 1ポイント
- イ 調剤報酬との突合率が50%以上であること。 1ポイント
- ウ 点数表との照合を行っていること。 1ポイント
- エ 手書きレセプトの検算を行っていること。 1ポイント
- オ 縦覧点検の点検率が50%以上であること。 1ポイント
- カ 内容点検の効果額が県平均以上であること。 3ポイント
- キ 内容点検の効果率が2年連続上昇したこと。 5ポイント
- ク 点検効果率（資格＋内容）が1%以上であること。 5ポイント

②医療費通知に関する事業

- ア 平成22年度において減額査定通知を行っていること。 3ポイント
- イ 平成23年1月から12月までの間に1か月分のレセプトの全数(退職被保険者等分を含み老人保健医療給付対象者のみの世帯を除く)について4回以上医療費通知を実施していること。なお、1年分をまとめる方法による医療費通知は対象としない。 3ポイント

③特定健診・保健指導

ア 特定健診の受診率向上のため広報を実施していること。

1ポイント

イ 特定健診の受診率向上のために独自の工夫をしていること。

1ポイント

ウ 平成23年度において、75歳になる被保険者に対して、特定健診の受診案内をしていること。

1ポイント

④保健に関する事業

ア 平成22年度国保特別会計において、疾病の早期発見等一次予防に資するための各種健康診査・人間ドック等を実施していること。

1ポイント

イ 平成22年度国保特別会計保健事業費が保険料収入の1%以上であること。(特定健診事業に要する費用を除く)

5ポイント

ウ 1人当たり療養諸費(一般(老人を除く)+退職)の対前年度の伸び率が、平成21年度と22年度において2年連続低下したこと。

3ポイント

エ 平成22年度において重複・頻回受診者及び長期入院患者等の把握、調査、分析を行っていること。

1ポイント

オ 平成22年度において重複・頻回受診者に対して訪問指導を実施していること。

5ポイント

⑤その他医療費適正化に関する事業

ア 平成23年度において被保険者の健康に対する意識の高揚、健康増進を図るため、小冊子等の作成配布等を行っていること。

1ポイント

イ 一部負担金の減免申請様式等の規定が整備されていること。

1ポイント

ウ 一部負担金の減免基準を定めていること。

3ポイント

~~エ 出産育児一時金の支給に関し、受領委任払い又は受取代理の規定が整備されていること、または、貸付制度により出産育児一時金直接支払制度に対応できない医療機関に対する対応が整備されていること。~~

~~(平成22年度限り)~~

~~3ポイント~~

オ 国保法第42条第2項に規定されている一部負担金の保険者徴収に関する基準を定めていること。

3ポイント

カ 平成22年度において被保険者に対し後発医薬品(ジェネリック医薬品)を利用した場合の自己負担額が軽減されること等について周知広報に関する事業を実施したこと。

1ポイント

キ 平成22年度において後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用を促進するため被保険者に対し、ジェネリック医薬品希望カード等の配布等を行

なっていること。

1ポイント

(2) 保険料(税)適正賦課及び収納率向上に関する事業

ア 基本交付額

(ア) 事業実施に応じた交付

【申請要件】

平成23年度において、次の①及び②にかかる事業を実施している市町村であり、かつ、事業計画等に基づき事業を実施していること。

①賦課の適正化に関する事業

②収納率の向上に関する事業

【交付額】

交付額は、年間平均被保険者数に応じて算出するものとし、次の表に定める額とする。

年間平均被保険者数	交付額
5千人未満	2,000千円
5千人以上 1万人未満	3,000千円
1万人以上 3万人未満	4,000千円
3万人以上 5万人未満	6,000千円
5万人以上 10万人未満	8,000千円
10万人以上	10,000千円

(イ) 目標収納率の達成状況に応じた交付

各保険者の目標収納率(現年度分)については、「千葉県国民健康保険財政安定化等支援方針」4(3)①により以下のように定められている。

保険者規模 (被保険者数)	目標収納率	指導区分	
		県による 助言	県による 実地指導
1万人未満	90%	87～90%未満	87%未満
1万人～5万人	89%	86～89%未満	86%未満
5万人～10万人	88%	85～88%未満	85%未満
10万人以上	87%	84～87%未満	84%未満

本項では、前年度収納率(現年分に限る。以下同じ。)が上表「指導区分 県による助言」に記載する率以上の保険者に対する交付割合を定めるものとする。

【申請要件】

収納率の向上に関する事業等を実施したこと等により、前年度収納率が一定以上の水準にあること。

【交付額】

年間平均被保険者数及び前年度収納率に応じて算出するものとし、次表に定める額とする。

年間平均被保険者数	前年度収納率	交付額
5千人未満	87%	2(2)ア基本交付額の30%
	90%	2(2)ア基本交付額の60%
	92%	2(2)ア基本交付額の100%
5千人以上 1万人未満	87%	2(2)ア基本交付額の30%
	90%	2(2)ア基本交付額の60%
	92%	2(2)ア基本交付額の100%
1万人以上 3万人未満	86%	2(2)ア基本交付額の30%
	89%	2(2)ア基本交付額の60%
	91%	2(2)ア基本交付額の100%
3万人以上 5万人未満	86%	2(2)ア基本交付額の30%
	89%	2(2)ア基本交付額の60%
	91%	2(2)ア基本交付額の100%
5万人以上 10万人未満	85%	2(2)ア基本交付額の30%
	88%	2(2)ア基本交付額の60%
	90%	2(2)ア基本交付額の100%
10万人以上	84%	2(2)ア基本交付額の30%
	87%	2(2)ア基本交付額の60%
	89%	2(2)ア基本交付額の100%

なお、各保険者の前年度収納率が、上表前年度収納率を1%以上超過する場合は、1%につき2(2)ア基本交付額の10%相当額を加算する。

イ 加算交付額（評価基準）

平成22年度において、次の事業の実施結果等に応じ、各項目記載のポイントを付与する。

【申請要件及び加算ポイント】

①賦課の適正化に関する事業

ア 国保全世帯に対する未申告世帯の割合が5%以下であること。

3ポイント

~~イ 週及賦課を実施していること。 1ポイント~~

ウ 管内事業所へのパンフレット送付等国保制度の周知広報に関する事業

- を実施したこと。 3ポイント
- エ 所得未申告者への個別調査による申告の勧奨を行っていること。 3ポイント
- オ 住民担当課と連携を取り、居所不明者等について職権削除を行うよう促していること。 3ポイント

②医療分の賦課割合の平準化に関する事業（本算定時）

- ア 応益割合が45%以上55%未満であること。 3ポイント
- イ 応益割合が前年度と比べ50%に近づいていること。 1ポイント

③収納率の向上に関する事業

- ア 国保全世帯（特別徴収実施世帯を除く。）に対する口座振替加入世帯割合と納付組織加入世帯割合の合計が50%以上であること。 1ポイント
- イ 現年度分収納率0.02%の向上につき 1ポイント
ただし、現年度分収納率が0以上0.02%未満向上した場合は1ポイントとする。

なお、低所得者に対する医療分の賦課について、平成22年度に7・5・2割軽減制度を導入した保険者については、現年度分収納率0.04%の向上につき1ポイントとし、0以上0.04%未満の場合も1ポイント付与する。

- ウ 滞納繰越分収納率0.2%の向上につき 1ポイント
ただし、滞納繰越分収納率が0以上0.2%未満向上した場合は1ポイントとする。

~~エ 現年度分収納率が、次表の条件に該当する場合 一律5ポイント~~

年間平均被保険者数	収納率
5千人未満の場合	95%以上
5千人以上 1万人未満の場合	94%以上
1万人以上 3万人未満の場合	93%以上
3万人以上 5万人未満の場合	92%以上
5万人以上 10万人未満の場合	91%以上
10万人以上	90%以上

エ 収納率の向上に関する事業等を実施したこと等により、前年度収納率が次表の条件に該当する場合 3ポイント

年間平均被保険者数	前年度収納率
5千人未満の場合	87%以上
5千人以上 1万人未満の場合	86%以上
1万人以上 3万人未満の場合	

3 万人以上 5 万人未満の場合	
5 万人以上 10 万人未満の場合	85%以上
10 万人以上	84%以上

ただし、現年度収納率が上記収納率を1%以上超過する場合は、1%につき3ポイントを加算する。

- オ 収納率向上対策本部等を設置・開催し、連絡調整を行い、徴収体制の強化を図っていること。 1ポイント
- カ 嘱託徴収員による臨戸徴収、電話催告等を行っていること。 3ポイント
- キ 休日・夜間等時間外窓口を開設していること。 1ポイント
- ク 滞納者管理システムの開発・更新を行っていること。 3ポイント
- ケ 口座振替の勧奨事業を行っていること。 1ポイント
- コ 減免の規定（条例を含む）が整備されていること。 1ポイント
- サ 平成23年度までにコンビニ収納委託を行っていること。 3ポイント
- シ 平成22年度末時点で十分な調査に基づく執行停止を行っていること。 1ポイント

④滞納処分等の実施に関する事業

- ア 国保全世帯に対する対前年度比で滞納世帯の割合が減っていること。 1ポイント
- イ 平成22年度に滞納処分を実施したこと。 1ポイント
さらに公売を行った場合は3ポイント加算する。

(3) 適用の適正化に関する事業

ア 基本交付額

【申請要件】

平成23年度において、次の①及び②の事業を実施している市町村であること。

- ①適用の適正化に関する事業
- ②退職被保険者、被扶養者の適用の適正化に関する事業

【交付額】

交付額は、年間平均被保険者数に応じて算出するものとし、次の表に定める額とする。

年間平均被保険者数	交付額
5千人未満	800千円
5千人以上 1万人未満	1,200千円
1万人以上 3万人未満	1,600千円
3万人以上 5万人未満	2,400千円
5万人以上 10万人未満	3,200千円

10万人以上	4,000千円
--------	---------

イ 加算交付額（評価基準）

次の事業の実施結果等に応じ、各項目記載のポイントを付与する。

【申請要件及び加算ポイント】

①適用の適正化に関する事業

ア 平成22年度適用適正化調査を行っていること。 1ポイント

（平成25年度から実施）

なお、対象世帯について以下の取扱いをしている場合には、各1ポイントを加算する。

（ア）世帯区分

擬制世帯、所得無申告世帯、所得零世帯、軽減世帯、老人世帯、単身世帯、その他適用に疑義がある世帯の7区分を対象としていること

（イ）調査数

擬制世帯については全数（数カ年をかけて計画的に全数調査を実施することも可）、所得無申告世帯、所得零世帯、軽減世帯については全数、老人世帯、単身世帯、その他適用に疑義がある世帯については疑義のあるもの全てを調査対象としていること

（ウ）調査方法

新規加入時の窓口確認、調査対象者の抽出のみをもって調査終了とせず、対象者に対する調査票等の送付及び回答の返送、または対象者に対し電話等により調査するなど、対象者からの意思表示が明確となっていること

②退職被保険者の適用の適正化に関する事業

ア 平成22年度中に受領した年金受給権者一覧表等（以下一覧表等という。）に記載された者のうち、退職者医療制度への適用対象者に対する適用率が、平成23年8月末日現在において100%であること。

3ポイント

（※アの適用対象者とは、一覧表掲載時点における国保加入者を対象とする。）

イ 平成21年度以前に受領した一覧表等に記載された者のうち、平成22年8月末日現在において、資格要件の確認を行っていない者及び、資格要件確認後の未適用者が0であること。 1ポイント

~~ウ 既に退職被保険者として適用した者の被扶養者となりうる者に対し、平成22年12月までに職権適用又は届出の勧奨を行っていること。~~

エ 平成22年度において、退職者医療制度に関する広報活動を行っていること。 1ポイント

③ 国民健康保険被保険者証の交付に関する事業

ア 平成22年度における被保険者証の更新に際し、普通郵便以外で書留(簡易書留)等により郵送していること。 1ポイント

(4) その他国民健康保険事業の適正化に関する事業

① 国保事業の広域化に関する事業

【申請要件】

平成22年度までに、合併又は広域連合等による保険運営の広域化を図り、かつ、平成23年度に均一課税となった市町村であること。

【交付額】

交付額は、年間平均被保険者数に応じて算出するものとし、次の表に定める額とする。

ただし、合併前の構成市町村の被保険者数による各基本額の合計額が、合併後の各基本額の合計を下回る場合、合併後の減額分を補填するため、下回った額を加算する。

年間平均被保険者数	交付額
1万人未満	5,000千円
1万人以上 3万人未満	10,000千円
3万人以上 5万人未満	15,000千円
5万人以上 10万人未満	20,000千円
10万人以上	25,000千円

② 療養給付費等負担金減額措置

【申請要件】

平成22年度において、乳幼児医療費助成の現物給付化に伴う国保療養給付費等負担金の減額措置を受けた市町村であること。

【交付額】

乳幼児医療費助成の現物給付化に伴い、国保療養給付費等負担金の交付に当たって受けた減額分(以下「減額分」という。)を交付額とする。

③ 国保診療施設に対する措置

【申請要件】

平成23年4月1日時点で、市町村及び市町村が設立した一部事務組合が行

う国民健康保険診療施設を設置・運営している市町村であること。

ただし、国民健康保険診療施設の開設者が複数の市町村の場合は、代表市町村であること。

【交付額】

交付額は、病院及び診療所数に応じて算出するものとし、次の表に定める額とする。

病床数		交付額
病院	500床以上	2,000千円
	500床未満 100床以上	1,000千円
	100床未満	100千円+1床×10千円 (上限1,000千円)
診療所		300千円
診療所(出張診療所)		100千円